

廃第1332号-3
令和7年1月20日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業に係る行政処分（停止）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3により産業廃棄物処理業の事業停止を命じましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県白井市河原子324番地4 株式会社セフティランド（代表取締役 津田 紳二） （法人番号8040001046171）
許可の番号	許可番号第01200157430号 許可番号第01220157430号
処分の年月日	令和7年1月20日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の事業の全部停止（令和7年1月27日から令和7年2月25日までの30日間）
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社セフティランドは、産業廃棄物管理票の交付を受けずに、排出事業者から処分を受託した産業廃棄物の引渡しを受けていた。 このことは、「法第12条の3第1項の規定により管理票を交付しなければならないこととされている場合において、運搬受託者又は処分受託者は、同項の規定による管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない」と規定する法第12条の4第2項に違反するものとして、法第14条の3第1号に該当する。
備考	—

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684